

6月1日 総務委員会 道警問題 村田憲俊

一、会計文書の廃棄問題について

只今、報告のありました会計文書の廃棄問題について、数点、伺います。

(一)誤廃棄の理由について

保存期間満了前に廃棄あるいは亡失された会計文書は、24の部局で72点に上るとのことであり。

誤廃棄の理由について、主な理由としては

- 文書の保存期間を誤って廃棄したもの
- 他の不用文書の廃棄作業中に混在し、誤って廃棄したもの
- 庁舎移転作業における文書整理中に誤って廃棄したもの

と云うことではありますが。

なぜこうしたことが起きたのか、その原因と、また、24所属という広範囲な部局に及んでいたことについて、どう受け止めているか、まずはじめに伺います。

答 弁 者 道警 総務部長

(誤廃棄の理由についてですが)

誤廃棄された所属が24所属に及び、その原因について調査中ではありますが、公金の執行事実を明らかにするため、必要不可欠な会計文書に対する認識不足及び文書の保存・管理の不徹底にあると考えられるところであり、誠に遺憾であると考えております。

一、会計文書の廃棄問題について

(二) 廃棄手続きについて

次に、会計文書の廃棄手続きについて、伺います。

保存期間が満了した会計文書を廃棄する場合には、通常、どのような手続きを経て行われるのか、伺います。

答 弁 者 道警 会計課長

(会計文書の廃棄手続きであります、)

公文書の廃棄については、北海道警察文書管理規程第54条により、保存期間を経過した文書は、文書管理責任者(副署長等)の確認を得て、速やかに廃棄することになっております。

一、会計文書の廃棄問題について

(三) 誤廃棄の状況について

誤廃棄の状況についてももう少し詳しくおききしますが、

釧路方面本部の総務課においては、旅行命令簿の保存期間を3年と間違えて廃棄した。また、三笠署においては、暦年による保存と間違えて廃棄した、とのことですが、これら誤廃棄の場合であっても、通常の手続きを経て、廃棄されたのか、あるいは、担当者が勝手に処分したのか、いずれなのか伺います。

また、他の部局においては、どのような状況であったか、合わせて伺います。

答 弁 者 道警 会計課長

(誤廃棄の状況についてですが)

釧路方面本部総務課の場合は、所属における集約廃棄時に、旅行命令簿兼旅費請求書の保存期間が5年であるところを3年と誤り廃棄したものであります。

三笠署の場合は、本年2月に三笠署で行われた暦年文書の集約廃棄時に、誤って廃棄したものであります。

両所属とも、少なくとも担当者が故意に廃棄したものでなく、所属における文書管理責任者及び廃棄担当者の廃棄簿冊の確認が不十分であったものと考えられます。

また、他の部局についても、釧路方面本部総務課、三笠署と同様なケースの他、さらに、庁舎移転作業における文書整理中に誤って廃棄するなどの理由により、誤廃棄されたものと考えられるところであります。

一、会計文書の廃棄問題について

(四) 釧路方面本部の廃棄について

先ほど、年度ごとの誤破棄文書の説明があり、古い年度の文章が多くなっているとのことですが。

釧路方面本部の総務課においては、平成10年度の旅行命令簿を、3年保存文書と誤り、平成14年に廃棄したとのことであり、誤りに気づいたのが今回の調査だとすると、

平成11年度及び12年度の旅行命令簿についても、廃棄されていることになりましたが、どうなっているか、伺います。

答 弁 者 道警 会計課長

(平成11年度及び平成12年度の旅行命令簿についてであります)

釧路方面本部総務課が誤廃棄した旅行命令簿兼旅費請求書については、旅費の請求書と一体のものであることから、保存期間が5年保存となっており、当時の担当者が、警察署が使用している旅行命令簿だけの当時の保存期間である3年と誤り、平成14年に廃棄したものであります。平成11年度、12年度の旅行命令簿については、現存しております。

一、会計文書の廃棄問題について

(五)特別監査への対応について

今後の特別監査への対応に関しお聞きしますが。

交際費や食糧費の執行決定書、旅費の旅行命令簿といった、支出負担行為に係る決定書類が誤廃棄されていることは、その部分に関しては、支出の根拠となる書類が存在しないことになり、事実上、特別監査が行えないことになると思いますが、特別監査への対応はどうされるのか、伺います。

答 弁 者 道警 総務部長

(特別監査への対応についてであります)

特別監査の受監にあつては、完全ではないものの、これを補完する代替文章の活用や

関係者からの聴取など、可能限り対応してまいりたいと考えております。

一、会計文書の廃棄問題について

(六) 文書管理について

誤廃棄の理由を伺っておりますと、会計年度に従って保存しなければならない会計文書を暦年で保存したり、昔から5年保存と決まっている会計文書を3年保存としたり、およそ公務員とは思えない初歩的な誤りであり、公文書の管理について、各警察署などに対し、どう周知徹底されているのか、伺います。

答 弁 者 道警 総務課長

(文書の管理についてであります)

各警察署等に対する文書管理の周知徹底につきましては、毎年春の人事異動後に警察署等の文書管理担当者を招致しての研修会や全所属を対象とした本部の文書主管課による巡回指導を行うなどして、その徹底を図っているところであります。

なお、各所属におきましては、文書管理責任者(副署長等)が、年1回以上文書の管理状況について点検を行い、その結果を所属長に報告するなどして適正な文書管理の徹底を図っております。

一、会計文書の廃棄問題について

(七) 適正保存について

あらためて確認させていただきます。

今回報告された以外の会計文書は、各部局において、適正に保存されていると受け止めて良いか、伺います。

答 弁 者 道警 会計課長

(今回報告した以外の会計文書の保存状況であります、)

会計文書の適正な保管・管理等につきましては、3月15日付で、「公文書の廃棄の保留について」の警察本部長通達を発出し、更に3月31日付で、会計課長名により、全道各所属長に会計文書に関する廃棄保留を改めて指示し、会計文書の保存期間延長並びに保存期間内の文書を的確に管理するよう周知したところであります。

今回、報告させていただいた内容につきましては、4月2日付で、全道所属長宛に保存会計文書の点検結果の報告を指示し、その報告に基づく調査結果によるものであり、各所属において、適正に保管管理されているものと理解しています。

また、5月18日に「会計文書の適正な保管・管理」についての、警察本部長通達を発出し、更なる文書の適正な保管・管理の徹底を図っているところであります。

是非、こうしたことが起こらないよう、一層の管理の徹底を図っていただきたい。

一、会計文書の廃棄問題について

(八) 不作成文章について

次に、不作成文書について、伺います。

伊達署及び旭川東署においては、捜査用報償費に係る支出伺や支払精算書が、もともと作成されていなかったという事実も明らかにされております。

このことは、支出伺や支払精算書がなくても、お金が支出できたことを意味するもので、つまり、これら書類の作成は、全く形式的なものであったことを裏付けるものでありますが、そう受け止めて良いか、伺います。

答 弁 者 道警 総務部長

(会計文書の不作成についてであります、)

当時の両所属では、捜査用報償費執行に係る現金出納簿が作成されているものの、支出伺や支払精算書等本来作成すべき会計書類が作成されず現金が支出されていたことは事実であり、適正な執行手続きを逸脱し、誤った執行であっ

たものと考えており、どのような経緯でこのような処理になったのか詳細については調査して参りたいと考えている。

一、会計文書の廃棄問題について

(九) 不作成文書に係る執行額について

大変、重要な事でありますので、しっかりと対応して頂きたいと思えます。

そこで、不作成文書に係る執行額についてお聞きします。

伊達署及び旭川東署の不作成文書に係る捜査用報償費の執行額は、いくらだったのか、伺います。

答 弁 者 道警 会計課長

(両署の不作成文書に係る捜査用報償費の執行額についてですが)

伊達署における捜査用報償費の証拠書が不作成だった平成11年3月10日以降の執行額は、6万8千520円であります。

旭川東署の捜査用報償費の証拠書が不作成だった平成10年10月から平成11年3月までの執行額については、48万3千240円あります。

一、会計文書の廃棄問題について

(十) 裏金について

只今明らかにされた金額は、全て裏金として処理されたものと、受け止めて良いか、伺います。

答 弁 者 道警 総務部長

(不作成分に係る捜査用報償費の執行状況についてですが、)

作成すべき書類が作成されていなかった状況については、先ほど述べたとおりですが、どのような経緯でこのような処理となったかなど今後、更に調査を進めてまいる所存であり、

捜査用報償費の執行状況については、引き続き、公安委員会による監察の指示に基づき、特別調査において、事実関係を明らかにしてまいりたいと考えております。

一、会計文書の廃棄問題について

(十一)関係職員の処分について

廃棄などにかかわった職員については、処分の対象となるのか、伺います。

答 弁 者 道警 警務課長

調査結果を踏まえまして、事実関係に基づき、関係者の責任問題について検討して参りたいと考えております。

指 摘

会計文書の廃棄については、勘違いで故意ではないことを強調されておりますが、最も順法精神を求められる警察において、ルールをないがしろにするようなことが行われていたことは、誠に遺憾であります。

今後、こうしたことが再び行われること